

刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんであるが、地域住民の人権を守る義務を有する地方公共団体にとっても重要な課題である。

えん罪被害者を救済するための制度である再審については、現行の刑事訴訟法の規定（第四編 再審）に再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんど定められておらず、事件を担当する裁判官によって審理の進め方が異なり、不公平感や審理格差が生じている。

また、過去のえん罪事件では、警察や検察等の捜査機関の手元にある証拠が再審請求手続において開示されたことが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力になっているものの、現行法に証拠を開示させる明文規定が存在せず、再審請求手続における制度的保障がないことから、裁判官及び検察官の対応によって証拠開示の範囲に大きな差が生じている。

さらに、再審開始決定がなされても、検察官が幾度も不服申立てを行う場合があり、再審公判に移行するまでに長期間を要している。

これまで、三審制が採用されているにもかかわらず、幾つもの再審無罪判決が出されてきたことを鑑みれば、再審制度は重要な意義を有しており、以上の問題を是正した再審に係る手続規定の整備が必要であると考えます。

よって、国及び政府においては、えん罪被害者の早急な救済のため、次のとおり刑事訴訟法の再審規定を速やかに改正するよう強く求める。

記

1. 再審請求の手続規定を整備すること
2. 再審請求手続における証拠開示を制度化すること
3. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 26 日

田辺市議会議長 佐 井 昭 子

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

内閣官房長官